

その他の手続

- 1 貸付金の未償還金の取扱い
- 2 住宅貸付け及び教育貸付けの団信制度の取扱い
- 3 福祉保険制度の取扱い
- 4 アイリスプランの取扱い
- 5 財形貯蓄の取扱い
- 6 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取扱い

1

「その他の手続」としまして、「貸付金の未償還金」、「住宅貸付け・教育貸付けの団信制度」、「福祉保険制度」、「アイリスプラン」、「財形貯蓄」、「iDeCo」の、6点の取扱いについて説明します。

1 貸付金の未償還の取扱い

- 退職時に貸付金の未償還元金がある場合は、退職手当から未償還の元利金に相当する額を控除する。
- 控除しても不足が生じるときは、振込依頼書を送付するので、期日までに払い込むこと。

2

まず「1 貸付金の未償還金の取扱い」について説明します。

退職時に貸付金の未償還元金がある場合は、退職手当から未償還の元利金に相当する額を控除させていただきます。

退職手当の額よりも未償還の額の方が多い場合など、退職手当から控除してもなお不足が生じるときには、後日、振込依頼書を送付しますので、期日までに払い込んでください。

2 住宅貸付けと教育貸付けの 団信制度の取扱い

- 団信制度に加入している住宅貸付け等の借受人が退職した場合、保険の適用は**未償還元利金の完済日まで**
- 保障期間の未経過分の保険料は、7月頃返戻するので、**保険料引落口座は解約しないこと。**
- 本人の**手続は不要**

3

次に、「2住宅貸付けと教育貸付けの団信制度の取扱い」についてです。

団信制度に加入されている住宅貸付等の借受人の方が退職された場合、団体信用生命保険の適用は未償還元利金の完済日までとなります。

また、保障期間が経過していない部分の保険料につきましては、7月頃に返戻する予定です。

団信の関係で退職者の方本人に執っていただく特段の手続はありませんが、この未経過分の保険料は現在の保険料引落口座に返戻しますので、それまでは解約せずにおいてください。

3 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース)

- 福祉保険制度の加入者は、退職時の年齢にかかわらず、**退職後も継続加入が可能**。
※ 制度別に継続加入可能年齢が異なるので注意。
- 令和5年7月頃、自宅に、更新に関する案内書類を送付する。
- 継続加入の場合は手続不要だが、**継続加入をしない場合は脱退手続が必要**
- 脱退申出者には、積立配当金が保険料振替口座に振り込まれるので、**送金されるまで口座を解約しないこと**。

4

次に、「3福祉保険制度の取扱い」についてです。

福祉保険制度に加入している方は、制度別に年齢に差はありますが、退職時の年齢にかかわらず、退職後も継続加入、いわゆる更新が可能です。

この更新に関する案内書類が7月頃に御自宅に送付されますので、更新を希望されない場合には、必ず脱退の手続を行ってください。

脱退の申出をされた方には、積立配当金が保険料振替口座に振り込まれますので、それまでは解約せずにおいてください。

3 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース)

制度別の継続加入可能年齢

制度名	継続加入可能年齢
① ファミリー年金	保険年齢84歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通)
② 傷病休職給付金	継続不可(退職月の末日をもって脱退)
③ 入院費用給付金 (女性疾病給付金を含む)	保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通) ※こどもは、保険年齢22歳まで更新継続可能
④ 特定疾病給付金	保険年齢75歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通)
⑤ 元気づくりサービスコース	保険年齢84歳まで更新継続可能

注1 退職後継続の取扱い(は、退職(組合員資格喪失)前に福祉保険制度に加入した組合員が対象)

注2 保険契約の内容は、退職(組合員資格喪失)時点のものとなり、新規加入・増額は不可

注3 配偶者及びこどもは、加入者本人が退職後も継続する制度に限り継続可能

注4 ファミリー年金の死亡給付金の単独加入は不可。死亡給付金と傷病休職給付金のみ加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となる。

注5 保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいう。

例: 保険年齢75歳＝毎年11月1日現在満74歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月まで。

こちらが先ほどの制度別の継続加入可能年齢を表にしたものとなります。現在の契約内容に応じて御確認ください。

3 福祉保険制度の取扱い

(ファミリー年金・傷病休職給付金・医療費支援制度・元気づくりサービスコース)

保険料の振替について

区分	振替日(※)	保険料内訳
加入者全員	令和5年4月24日	令和5年5月～ 10月分の保険料
令和5年11月1日以降も 引き続き継続する方	令和5年10月23日	令和5年11月～ 令和6年4月分の保険料

※ 令和6年以降の振替日は4月22日、10月22日(金融機関が休業日の場合、翌営業日)になります。

福祉保険制度に関するお問合せ先

お問合せ窓口	照会内容	電話番号
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容の変更等	0120-778-599
請求相談センター	給付金の請求	0120-660-998

※ 開設時間: 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の10:00～16:00

6

この福祉制度の保険料の振替日は、原則4月22日、10月22日の年2回です。令和5年度は土日の関係で、それぞれ4月24日と10月23日となりますが、令和6年度以降も更新される場合は、4月・10月の22日を意識しておいてください。

また、福祉保険制度についてのお問い合わせ先は、制度内容全般、登録内容の変更等は、公立学校共済組合 福祉保険制度担当、給付金の請求は、請求相談センターとなっています。お困りのことなどありましたらこの表の電話番号に電話してください。

4 アイリスプランの取扱い

●年金コース

- ・退職と同時に脱退
- ・年度末時点で満60歳以上
令和4年12月末頃に退職後の取扱いについて教職員生涯福祉財団サービスセンターから案内が送付されているので手続を行う。
- ・年度末時点で満60歳未満
教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡する。脱退手続に関する書類が届いたら加入期間中に積み立てた積立金の受取手続を行う。

7

続いて「4アイリスプラン」についてです。

アイリスプランの「年金コース」は、退職と同時に脱退となります。

年度末時点で満60歳以上の退職予定者の方には、令和4年12月末頃に、教職員生涯福祉財団サービスセンターから退職後の取扱いについての案内が送付されていますので、御確認の上、手続を行ってください。

また、年度末時点で満60歳未満の退職予定者の方は、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡してください。脱退手続に関する書類を送付しますので、加入期間中に積み立てた積立金の受け取り手続をお願いします。

4 アイリスプランの取扱い

●医療・日常事故コース

・退職時の**手続は不要**

医療入院コースは退職後90歳まで更新でき、66歳から掛金が変わる。

日常事故補償コースは一生涯継続でき、年齢による掛金の変更なし。

・次年度の継続を希望しない場合は毎年10月下旬に送付される「満期のお知らせ」に同封の「契約変更届」(11月中旬頃に締切)を送付すること。

・年度途中の解約を希望する場合は、教職員生涯福祉財団サービスセンターに連絡すること。

8

アイリスプランの「医療・日常事故コース」は、退職時の手続は不要となっています。

また、医療入院コースは退職後90歳まで更新可能ですが、66歳から掛金の額が変わります。

一方で、日常事故補償コースは年齢による掛金の変更もなく、一生涯継続することができます。

更新については、毎年10月下旬に「満期のお知らせ」が送付されますので、内容の変更や次年度の継続を希望されない場合には同封の「契約変更届」に記入し、11月中旬までに、教職員生涯福祉財団サービスセンターに送付してください。

また、年度途中で解約を希望される場合は、「満期のお知らせ」を待たずに、教職員生涯福祉財団サービスセンターに電話で連絡してください。

4 アイリスプランの取扱い

●介護保障コース

- ・退職時の**手続は不要**
- ・年度途中の解約については、株式会社一ツ橋サービスに連絡すること。

アイリスプランに関するお問い合わせ先

お問合せ窓口	照会内容	電話番号
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120-491-294
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626

※ 開設時間: 月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の10:00~17:00

9

次に、アイリスプランの「介護コース」についてですが、こちらも退職時の手続は不要となっています。

年度の途中で解約される場合は、株式会社一ツ橋サービスに連絡してください。

アイリスプランに関するお問い合わせ先についてまとめますと、
「年金コース」「医療・日常事故コース」は教職員生涯福祉財団サービスセンター、
「介護保障コース」は株式会社一ツ橋サービスとなります。

5 財形貯蓄の取扱い

6 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱い

- 現在、**財形貯蓄**をしている場合、退職後は**自動的に積立が停止**
- 退職後の手続については、契約している金融機関に確認すること
- 個人型確定拠出年金**に加入している場合、事業主が広島県教育委員会教育長から変更となるため**手続が必要**
- 退職後の手続については、契約している金融機関等に確認すること
- ただし、再任用、会計年度任用職員等で、引き続き**事業主が広島県教育委員会教育長**である場合は、手続は不要で、引き続き**積立てが可能**

10

最後に、「5財形貯蓄」と「6個人型確定拠出年金(イデコ)」の取扱いについてです。

現在、財形貯蓄をしている場合は、退職後は自動的に積立が停止します。

退職後の手続については、契約をしている金融機関に御確認ください。

また、個人型確定拠出年金に加入している場合は、事業主が広島県教育委員会教育長から変更となりますので手続が必要となります。

手続の方法等については、契約している金融機関等に御確認ください。

ただし、再任用や会計年度任用職員などで引き続き事業主が広島県教育委員会教育長となる場合には、手続不要で、積立ての継続が可能となります。

以上で、「その他の手続」についての説明を終わります。